

Q10. 解雇予告手当不払のリスクとしては、どのようなものが考えられますか？

即時解雇した場合に解雇予告手当を支払わないことのリスクとしては、

- ① 30日分の平均賃金相当額の解雇予告手当の請求を受けるリスク
- ② 即時解雇としての効力が生じず、退職時期が最大30日経過後になるリスク
- ③ 訴訟において解雇予告手当と同額（以下）の付加金の支払（労基法114条）を判決で命じられるリスク
- ④ 刑事罰（労基法119条1号、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金）を受けるリスク
- ⑤ 上記①②③④に関連する交渉、訴訟、労基署（検察庁）対応の煩わしさ、弁護士費用等の負担

などが考えられます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎